

(イ) 点 ル の 地 点 か ら 一 九 一 度 五 三 分 五 四 秒 三 ・ 四 メ ー ト	(ロ) 点 ル の 地 点 か ら 一 九 五 度 〇 〇 分 一 九 秒 二 一 ・ 四 メ ー ト	(ハ) 点 ル の 地 点 か ら 一 九 八 度 二 一 分 四 九 秒 五 ・ 三 メ ー ト	(ニ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 一 度 五 八 分 四 七 秒 一 四 ・ 七 メ ー ト	(ホ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 二 度 〇 〇 分 三 三 秒 一 八 ・ 五 メ ー ト	(ヘ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 八 度 四 〇 分 〇 四 秒 六 ・ 一 メ ー ト	(エ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 七 度 五 三 分 三 〇 秒 七 ・ 六 メ ー ト	(シ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 七 度 四 七 分 一 二 秒 一 七 ・ 九 メ ー ト	(ミ) 点 ル の 地 点 か ら 二 二 五 度 〇 七 分 五 八 秒 六 ・ 七 メ ー ト	(メ) 点 ル の 地 点 か ら 二 三 一 度 五 六 分 二 〇 秒 八 ・ 四 メ ー ト	(ム) 点 ル の 地 点 か ら 二 四 三 度 一 九 分 五 三 秒 〇 ・ 二 メ ー ト	(キ) 点 ル の 地 点 か ら 二 三 八 度 一 五 分 一 五 秒 三 ・ 七 メ ー ト	(ク) 点 ル の 地 点 か ら 二 四 二 度 三 四 分 一 〇 秒 三 ・ 七 メ ー ト	(ケ) 点 ル の 地 点 か ら 二 四 六 度 五 一 分 三 九 秒 三 ・ 七 メ ー ト	(コ) 点 ル の 地 点 か ら 二 五 四 度 三 四 分 〇 二 秒 六 ・ 二 メ ー ト	(カ) 点 ル の 地 点 か ら 二 五 二 度 一 九 分 五 二 秒 七 ・ 五 メ ー ト	(チ) 点 ル の 地 点 か ら 二 六 四 度 二 六 分 一 四 秒 一 六 ・ 五 メ ー ト	(ツ) 点 ル の 地 点 か ら 二 六 七 度 一 七 分 四 四 秒 一 一 ・ 四 メ ー ト	(テ) 点 ル の 地 点 か ら 二 七 二 度 一 九 分 三 一 秒 三 一 ・ 九 メ ー ト	(ト) 点 ル の 地 点 か ら 二 七 二 度 四 五 分 二 五 秒 三 ・ 〇 メ ー ト	(ナ) 点 ル の 地 点 か ら 二 七 二 度 三 二 分 二 六 秒 六 ・ 一 メ ー ト	(ネ) 点 ル の 地 点 か ら 二 六 六 度 三 七 分 一 三 秒 六 三 ・ 六 メ ー ト	(ノ) 点 ル の 地 点 か ら 二 六 七 度 〇 〇 分 四 九 秒 一 七 ・ 〇 メ ー ト	(ハ) 点 ル の 地 点 か ら 二 七 五 度 二 七 分 二 八 秒 一 〇 ・ 九 メ ー ト	(ニ) 点 ル の 地 点 か ら 二 八 四 度 二 七 分 〇 五 秒 一 〇 ・ 一 メ ー ト	(ホ) 点 ル の 地 点 か ら 二 九 一 度 四 六 分 四 九 秒 一 〇 ・ 一 メ ー ト	(ヘ) 点 ル の 地 点 か ら 三 〇 〇 度 〇 四 分 三 〇 秒 一 〇 ・ 一 メ ー ト	(エ) 点 ル の 地 点 か ら 三 〇 六 度 五 一 分 三 九 秒 一 〇 ・ 一 メ ー ト
---	--	---	--	--	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--

(イ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 三 度 四 二 分 三 七 秒 二 一 ・ 一 メ ー ト	(ロ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 三 四 分 二 一 秒 四 ・ 〇 メ ー ト	(ハ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 七 度 三 四 分 三 〇 秒 二 〇 ・ 七 メ ー ト	(ニ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 六 度 〇 三 分 四 四 秒 五 ・ 〇 メ ー ト	(ホ) 点 ル の 地 点 か ら 一 九 八 度 四 八 分 三 六 秒 三 ・ 九 メ ー ト	(ヘ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 五 度 〇 四 分 四 〇 秒 三 ・ 八 メ ー ト	(エ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 二 度 〇 〇 分 一 九 秒 〇 ・ 三 メ ー ト	(シ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 四 度 〇 五 分 四 六 秒 一 ・ 三 メ ー ト	(ミ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 七 度 三 二 分 二 六 秒 一 ・ 二 メ ー ト	(メ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 一 二 分 三 六 秒 一 ・ 二 メ ー ト	(ム) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 六 度 三 一 分 五 三 秒 六 ・ 一 メ ー ト	(キ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 六 度 二 〇 分 〇 二 秒 〇 ・ 四 メ ー ト	(ク) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 一 二 分 一 九 秒 五 ・ 二 メ ー ト	(ケ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 三 度 〇 一 分 四 九 秒 〇 ・ 一 メ ー ト	(コ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 九 度 二 二 分 一 五 秒 一 一 ・ 〇 メ ー ト	(カ) 点 ル の 地 点 か ら 二 一 四 度 三 七 分 五 三 秒 六 ・ 〇 メ ー ト	(チ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 九 度 四 七 分 三 五 秒 五 ・ 〇 メ ー ト	(ツ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 五 度 四 七 分 三 二 秒 四 ・ 八 メ ー ト	(テ) 点 ル の 地 点 か ら 二 〇 二 度 〇 二 分 三 一 秒 四 ・ 二 メ ー ト	(ナ) 点 ル の 地 点 か ら 一 九 八 度 二 四 分 三 五 秒 五 ・ 〇 メ ー ト	(ネ) 点 ル の 地 点 か ら 一 九 五 度 三 四 分 五 六 秒 一 〇 ・ 〇 メ ー ト	(ノ) 点 ル の 地 点 か ら 一 九 〇 度 一 六 分 二 〇 秒 三 ・ 〇 メ ー ト	(ハ) 点 ル の 地 点 か ら 一 七 七 度 二 七 分 三 八 秒 二 ・ 八 メ ー ト	(ニ) 点 ル の 地 点 か ら 一 六 二 度 四 五 分 一 一 秒 一 ・ 四 メ ー ト	(ホ) 点 ル の 地 点 か ら 一 四 八 度 四 二 分 二 〇 秒 八 ・ 六 メ ー ト	(ヘ) 点 ル の 地 点 か ら 一 六 一 度 四 〇 分 〇 六 秒 五 ・ 一 メ ー ト	(エ) 点 ル の 地 点 か ら 一 六 八 度 五 五 分 三 九 秒 三 ・ 一 メ ー ト	(シ) 点 ル の 地 点 か ら 一 七 六 度 四 一 分 〇 五 秒 三 ・ 三 メ ー ト	(ミ) 点 ル の 地 点 か ら 一 八 三 度 五 三 分 三 〇 秒 三 ・ 三 メ ー ト
--	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十七年十一月十日

宮城県教育委員会

委員長 伊 藤 均

一日 時 平成二十七年十一月十八日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三 傍聴者の定員

十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一一）